

北方町中学校運動部活動指針

平成 29 年 5 月 1 日

北方町教育委員会

1. 基本方針

生徒の生きる力を育成し、教育活動の一環として運動部活動を位置づけ、スポーツに親しむことにより、健やかな体や豊かな心を育むための運営・指導を行う。

- ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツライフを継続する資質を育てる。
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育て、達成感や充実感が感じられるようにする。
- ・互いに競い、励まし合う中で、友情を深め、望ましい人間関係の形成する資質を育てる。

2. 運営

運動部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

3. 管理

生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒が多様なものに目を向け、学習にも集中して取り組めるようにするなど、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようとする。また、顧問となる教員の負担軽減にも配慮する。

(1) 活動時間

<平日>

- ・始業時刻前に部活動を行う場合は、午前 7 時 40 分から午前 8 時までとする。
- ・放課後の活動時間は、帰りの会終了後から最終下校時刻の 15 分前までとする。

<休日>

- ・1日の活動時間は半日以内とし、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。
- ・部活動の指導業務に当たる時間は、原則 1 ヶ月に 20 時間以内とする（ただし、大会を除く）。

<長期休業中>

- ・1日の活動時間は半日以内とし、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

(2) 休養日

<平日>

- ・5日間のうち 1 日以上の休養日を設ける。

<休日>

- ・土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。（第 3 日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。）
- ・大会や対外試合等で休日に連続して活動する場合は、翌日に休養日を設ける。
- ・休日が連続して 3 日続く場合は、1 日以上休養日を設ける。
- ・休日が連続して 4 日以上続く場合は、2 日以上休養日を設ける。
- ・年末年始（12月 29 日～1月 3 日）とお盆期間（8月 13 日～15 日）は活動日を設けない。
- ・長期休業中は、学校行事等を踏まえ、無理のない活動日数を設定する。

(3) 顧問となる教員の休養日

- ・休日のどちらか 1 日を含め、1 週間のうち 2 日間は休養日を設ける。

(4) 生徒の健康管理

- ・顧問は、個々の生徒の健康状態を事前に把握するとともに、活動中の疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。

(5) 事故の未然防止

- ・校長は、全ての顧問が緊急時の連絡方法や救急救命法について理解し、適切に対応できるよう、学校全体として安全管理体制を整備する。
- ・顧問は、施設設備、用具等の安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

4. ジュニアクラブ（保護者運営の運動クラブ）との連携

生徒の自主的・自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動とジュニアクラブの役割を明確にした上で、連携を図り、活動計画や指導体制を整備する。

(1) 運動部活動の役割

- ・学校の教育課程での取組と相まって、学校教育が目指す生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割を果たす。

(2) ジュニアクラブの役割

- ・平日の夜間、週休日、祝祭日、長期休業日に、希望者を対象に、社会人コーチの専門的指導のもとで、スポーツを愛する心、体力や競技力、フェアプレーの精神などの向上を図るクラブであり、学校管理下外の社会活動。

(3) 活動日に関する連携

- ・ジュニアクラブの平日の活動時間は、19時から21時までとする。
- ・ジュニアクラブの活動日、活動場所は、部活動顧問と調整して決める。
- ・ジュニアクラブが休日の部活動休養日に活動する場合は、部活動の活動日と調整を図り、下記の通り、部活動もジュニアクラブも活動しない日を設けることを原則とする。

① 3連休と4連休の場合は、1日以上

② 5連休以上の場合は、2日以上

- ・第3日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）とお盆期間（8月13日～15日）は、部活動もジュニアクラブも活動しないことを原則とする。

5. 配慮事項

(1) 体罰の根絶

- ・部活動顧問、社会人コーチ等、全ての指導者は、体罰のない指導に徹する。

(2) 指導者の資質向上

- ・顧問等の指導者は、研修会や講習会に参加したり、顧問同士で研究したりするなどして、指導技術の向上に努める。

(3) 適切な会計処理

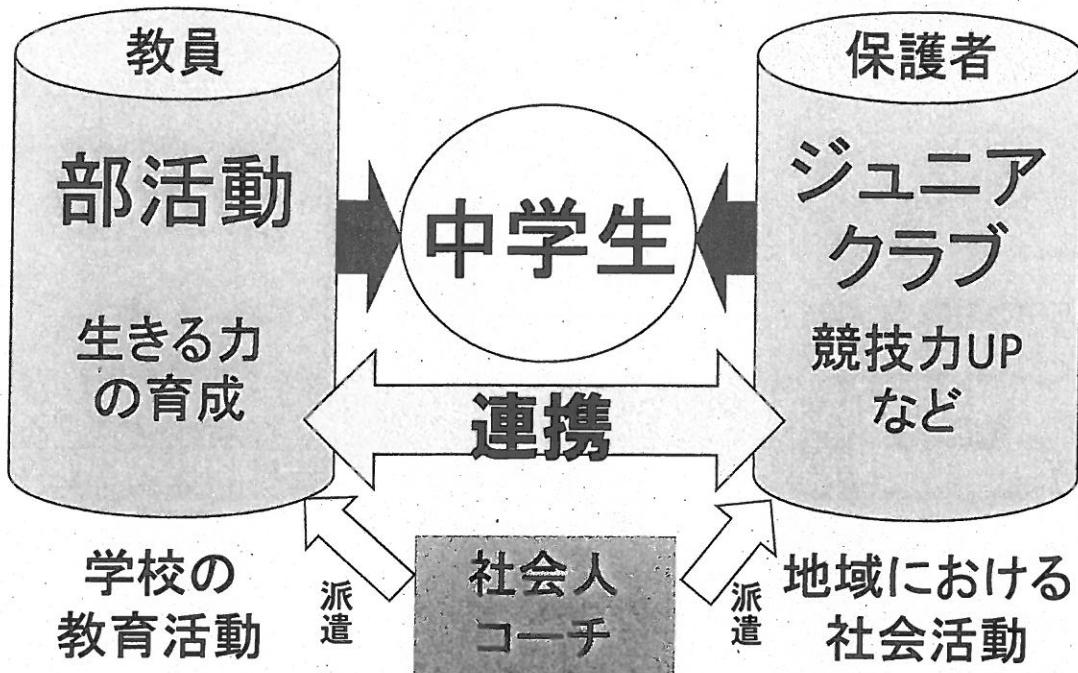
- ・校長や顧問は、保護者が負担する部費の経費について、保護者会等において目的や使途等を明確に示し、理解を得て徴収する。
- ・会計処理は、保護者会が行うものとし、執行や会計について保護者会で承認を得る。

北方中の部活動とジュニアクラブ

北方町中学校運動部活動指針と北方町中学校ジュニアクラブ設置要綱

<目的>

スポーツに親しみ健やかな心身を育む



北方中の部活動

□北方中学校の部活動

【運動部】

- ・軟式野球
- ・陸上競技
- ・バレーボール(男・女)
- ・バスケットボール(男・女)
- ・ソフトボール(女)
- ・サッカー
- ・卓球(男・女)
- ・ソフトテニス(女)
- ・剣道(男・女)
- ・柔道(男・女)

【文化部】

- ・美術
- ・英会話
- ・家庭科
- ・パソコン
- ・合唱

【参考】中体連本巣ブロック大会実施競技

- ・軟式野球
- ・陸上競技
- ・バレーボール(男・女)
- ・バスケットボール(男・女)
- ・ソフトボール(女)
- ・サッカー
- ・卓球(男・女)
- ・ソフトテニス(男・女)
- ・バドミントン(男・女)
- ・剣道(男・女)
- ・柔道(男・女)

県大会実施競技

- ・水泳競技
- ・ハンドボール
- ・体操競技／新体操
- ・相撲
- ・駅伝競技
- ・スキー
- ・スケート

令和元年度 音活動部員數一覽

部員数	野 球		陸 上		柔 道		剣 道		サ カ		卓 球		美 術		家庭科		パ ッ ク		英 会 話		合 唱		合計						
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					
1年	17	0	24	12	2	4	9	3	4	5	1	1	0	0	5	0	17	11	0	17	0	12	16	2	0	0	4	151	
2年	1	0	13	11	8	3	6	6	7	4	2	4	1	0	8	0	10	14	1	15	0	5	18	0	0	3	0	8	147
3年	4	1	16	8	7	4	6	12	7	6	2	7	1	0	7	0	7	3	0	4	0	6	15	11	0	7	0	8	145
合計	22	1	53	31	17	11	21	21	18	15	5	12	2	0	20	0	34	28	1	36	0	23	49	13	2	10	0	20	443

複数校合同チーム参加規程

岐阜県中学校体育連盟

＜目的＞

第1条 この規程は、部員数の減少により単独チームによる大会参加が出来なくなった学校がある場合に、近隣の学校と合同でチームを編成し、大会参加が出来るようにする救済を目的とする。したがって、チーム力の強化を目的とする合同チームには適用されるものではない。

＜参加大会の範囲＞

第2条 第1条の目的に合致しており、所属する地区中学校体育連盟事務局（会長）から承認された合同チームは、各中学校体育連盟が主催する大会へ参加することができるが、岐阜県大会までとする。なお、東海大会、全国大会への出場権は、各大会要項に準ずる。

＜チームの編成基準＞

第3条

1 校数とチーム名

2校間を原則とする。チーム名は連記とする。

2 編成条件

双方の学校の学校教育計画に基づいて活動しており、合同練習も計画的に実施されていること。

双方の学校は岐阜県中学校体育連盟に加盟していること。

当初から合同チームを編成する目的で、活動実績のない臨時的に設置された部活動を含む合同チームは認めない。

3 編成範囲

編成範囲は各郡・市、及び羽島・本巣ブロックを原則とする。ただし、目的及び編成条件を満たしている場合は、各学校長の合意のもと、郡市、ブロックを越えて編成することができる。出場する郡市大会は、所属する地区中学校体育連盟と協議のうえ決定する。

4 種 目

バレーボール、バスケットボール、サッカー、ソフトボール、軟式野球、ハンドボールの6種目とする。

(ただし、これ以外の種目でも競技の特性から考えて必要があれば認める。)

(その場合大会要項に記載された編成条件を満たしていなければならない。)

5 人 数

それぞれの種目について、以下に示す人数を双方またはどちらかの学校が下回った場合とする。

バレーボール	6人	バスケットボール	5人	サッカー	11人
ソフトボール	9人	軟式野球	9人	ハンドボール	7人

6 引率及び監督

合同チームの引率・監督は各出場校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

7 ユニフォーム

各競技規則に準ずる。

8 大会申込書の手続き

各大会申込書の校長欄は、どちらか一方の校長名とする。

9 チーム編成後の変更

合同チームとして認められた後の選手、監督、コーチの変更は原則認めない。

10 その他

大会参加の登録申請、承認については別に定める。

<承認の期間>

第4条 承認された合同チームの資格は当該年度限りとする。

<本規程の適用範囲>

第5条 本規程は各地区大会、及び郡、市、ブロック大会にも適用される。

附 則

平成 13 年 2 月 15 日 制 定 (平成 13 年度岐阜県中学総体より運用)

平成 19 年 2 月 15 日 一部改正 (平成 19 年度岐阜県中学総体より運用)

平成 22 年 2 月 18 日 一部改正 (平成 22 年度岐阜県中学総体より運用)

平成 26 年 2 月 20 日 一部改正 (平成 26 年度岐阜県中学総体より運用)

平成 29 年 2 月 16 日 一部改正 (平成 29 年度岐阜県中学総体より運用)

平成 30 年 2 月 16 日 一部改正 (平成 30 年度岐阜県中学総体より運用)

令和 元年 5 月 16 日 一部改正 (令和 元年度岐阜県中学総体より運用) 第2条、第3条6

「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」

(1)趣旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないとの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チーム(以下合同チーム)で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2)条件

- ① 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ② 合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。
- ④ 個人種目のない以下の競技(7競技)に限る。
バスケットボール(5)、サッカー(11)、バレーボール(6)
ハンドボール(7)、軟式野球(9)、ソフトボール(9)、アイスホッケー(11)
※但し()内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。
- ⑤ チーム名は校名連記とする。
- ⑥ 参加申し込み手続きは当該校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員(部活動指導員は含まない)による代表引率・監督を認める。

★ 注意点

- (1)部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。
- (2)部活動指導員として複数校に勤務する場合、全中大会で引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。

★ 上記の実施にあたり

- (1)各都道府県中体連においては、合同チーム全国中学校体育大会参加の趣旨をふまえ、参加状況を充分に把握しておく。
- (2)実施していく過程で生じる問題については、各都道府県中体連の実態に応じて、趣旨をふまえて対処するとともに、(公財)日本中体連とともに検討していく。



令和元年度 スポーツ少年団 登録団 一覧表

登録番号	単位団名	町内の団員数														
		1年～3年			4年～6年			中学生			高校生以上			総合計		
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
001	北方剣道スポーツ少年団	4	2	6	11	3	14	11	2	13			0	26	7	33
002	北方バレースポーツ少年団		3	3	7	10	17			0			0	7	13	20
003	北方野球スポーツ少年団	13		13	27		27			0			0	40		40
004	北方町空手道スポーツ少年団		2	2	4	3	7			0			0	4	5	9
005	北方町バスケットボールスポーツ少年団	2	4	6	9	12	21			0			0	11	16	27
006	北方JFSスポーツ少年団	8		8	23	1	24			0			0	31	1	32
007																
008																
合 計		27	11	38	81	29	110	11	2	13	0	0	0	119	42	161

登録番号	単位団名	町外からの団員数														
		1年～3年			4年～6年			中学生			高校生以上			総合計		
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
001	北方剣道スポーツ少年団			0			0			0			0			0
002	北方バレースポーツ少年団			0		1	1			0			0		1	1
003	北方野球スポーツ少年団			0			0			0			0			0
004	北方町空手道スポーツ少年団	3	1	4	7	4	11			0			0	10	5	15
005	北方町バスケットボールスポーツ少年団	7	1	8	9	5	14			0			0	16	6	22
006	北方JFSスポーツ少年団			0	1		1			0			0	1		1
007																
008																
合 計		10	2	12	17	10	27	0	0	0	0	0	0	27	12	39

